○岩国市就学学校変更許可取扱要綱

平成23年４月１日

改正

平成27年４月１日要綱第15号

平成28年４月１日要綱第33号

平成29年４月１日要綱第46号

令和３年４月１日要綱第17号

令和４年１月14日要綱第33号

岩国市就学学校変更許可取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、岩国市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成18年教育委員会規則第26号。以下「規則」という。）第５条に規定する就学学校の変更に係る許可について、必要な事項を定めるものとする。

（許可基準等）

第２条　児童又は生徒が、規則第５条第１項各号のいずれかの事由に該当する場合の就学学校変更に係る許可基準、許可期間等については、別表のとおりとする。

（添付書類）

第３条　規則第５条第２項に規定する就学学校変更の事由を証明するに足りる書類は、別表の許可基準ごとに同表添付書類の欄に掲げる書類とする。

附　則

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日要綱第15号）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日要綱第33号）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年４月１日要綱第46号）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日要綱第17号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年１月14日要綱第33号）

この要綱は、令和４年１月14日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年10月１日から施行する。